

産業データの越境データ管理等に関するマニュアル

2025年3月

経済産業省商務情報政策局国際室

01. はじめに

02. 検討の範囲と位置付け

03. 越境データ管理の3つのステップ

04. 主要な関連法規制

05. 想定リスクと打ち手

背景と目的

- IoTやDXの普及、サプライチェーン透明化の要請等を背景に、**企業における国際的なデータ共有・利活用の動きが拡大**。また、EUのGAIA-X等をはじめ、産業横断でのデータプラットフォーム・基盤構築の動きも加速しており、我が国でも**企業や業界、国境を越えたデータ連携を実現する取組である「ウラノス・エコシステム」を推進**。
- 国際的なデータ共有・利活用の拡大と同時に、各国・地域においてデータに関する法制の整備も進展。それらの中には、個人情報を含むか否かを問わず、**企業が保有する産業データ全般を対象として、データの越境移転の制限（データローカライゼーション）**や、**政府による広範なアクセス（ガバメントアクセス）**を可能とする規則も存在し、こうした動きが加速していく可能性がある。
- こうした規制は、**国際的な企業活動における制約要因**になることに加えて、**中長期的に我が国の産業全体での競争力の強化及び企業横断でのデジタル基盤の確立・普及に影響を及ぼすことも懸念**される。



DFFT※の理念の下、国際的なデータ共有・利活用を拡大し付加価値の創出を促進することを目指して企業の事業部門、リスク・コンプライアンス部門、法務部門、データマネジメント部門等の実務担当者向けに企業における**産業データの越境・国際流通に係るデータ管理の指針**となるマニュアルを策定

※ DFFT（Data Free Flow with Trust：信頼性のある自由なデータ流通）とは、「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプト | デジタル庁「DFFT」<https://www.digital.go.jp/policies/dfft>

産業データサブワーキンググループ

- 産業データの国際的な共有・利活用や越境移転に伴うリスクと対応策を整理する産業データサブワーキンググループを2024年度に計4回実施。取りまとめとして「産業データの越境データ管理等に関するマニュアル」を公表。

第1回 (5月30日)

- 前提・背景の確認
- 議論の範囲や方向性の議論
- データ共有・活用の種類の確認・議論
 - 実例の洗い出し

第2回 (7月30日)

- 事例のご紹介・プレゼン
- ステップごとの議論
 - ①リスク可視化
 - ②評価・意思決定
 - ③実行・管理

第3回 (9月24日)

- 事例のご紹介・プレゼン
- 第2回の残論点に関する議論

第4回 (12月9日)

- 取りまとめの骨子案・記載内容の確認
- 本検討の国内外への周知のあり方の議論

委員名簿

座長	生貝 直人	一橋大学大学院 法学研究科 教授
	石井 啓之	トヨタ自動車株式会社 ITマネジメント部産業データ流通基盤G GM
	石原 修	株式会社日立製作所 マネージド&プラットフォームサービス事業部 主管技師長
	和泉 恭子	一般社団法人日本知的財産協会 副理事長
	河野 浩二	独立行政法人情報処理推進機構 総務企画部 特命担当部長 調査分析室長
	鈴木 俊宏	日本オラクル株式会社 事業戦略統括 スタンダードストラテジー & アーキテクチャ/政策渉外担当 シニアディレクター
	直江 智子	Global Data Alliance Business Software Alliance ディレクター ポリシー担当
	中島 一雄	ロボット革命・産業IoTイニシアティブ協議会 インダストリアルIoT推進統括
	浜田 理恵	三菱電機株式会社 法務・知的財産渉外部 知渉四グループ 兼 DXイノベーションセンター 戦略企画部 グループマネージャー
	平見 健太	長崎県立大学 国際社会学部 准教授
	藤井 康次郎	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー・弁護士
	若目田 光生	一般社団法人データ社会推進協議会 理事
	渡邊 真理子	学習院大学 経済学部経営学科 教授

(敬称略五十音順)

産業データの越境データ管理等に関するマニュアルの概要

- 企業における安全・安心な形でのデータ共有・利活用を実現し、付加価値の創出を促進することを目指し、企業における産業データの越境・国際流通に係るデータ管理の指針となる企業の実務担当者向けマニュアルを策定。

1. はじめに

- 1.1 背景と目的
- 1.2 想定読者と留意点

2. 検討の範囲と位置付け

- 2.1 検討の範囲
- 2.2 検討の位置付けと関連ガイドライン

3. 越境データ管理のステップ

- 3.1 全体像と検討のフレームワーク
- 3.2 第1のステップ（リスクの可視化）
- 3.3 第2のステップ（リスクの評価）
- 3.4 第3のステップ（打ち手の実施）
- 3.5 リスクと打ち手の整理

4. 主要な関連法規制（EU・中国・米国）

5. 想定リスクと打ち手

- 5.1 データ移転・事業活動の制限（データローカライゼーション）
- 5.2 データの強制的なアクセス（ガバメントアクセス）
- 5.3 データの共有・開示の義務化

（補論）法の抵触、越境データに関する政策インデックス

6. 終わりに

想定リスクとその打ち手の詳細を記載

有効と考えられる打ち手の方向性

👁️ モニタリング 🌟 事前対応 ⚖️ 事後対応

- 関連する法規制の内容とその影響を正しく把握する
- リスク自体の回避、もしくは低減する方法を検討する
- リスクが発生してしまった場合に、早期の事後対応を行う

👁️ モニタリング 🌟 事前対応 ⚖️ 事後対応

- 関連する法規制の内容とその影響を正しく把握する
- 発生時に備えて、取引先と適切な契約・取り決めを行う

a データ移転・事業活動の制限（データローカライゼーション）

b データの強制的なアクセス（ガバメントアクセス）

c データの共有・開示の義務化

参考 | グローバル競争激化の激動の時代

- 社会の変容により社会課題や経済課題が複雑化し、従来の仕組みでの課題解決が困難となっている。一方で、デジタル社会の実現に向けて諸外国はその実現に向けた取組に邁進している。

社会背景

社会の変容

社会の成熟による**顧客ニーズの多様化**やデジタル技術の発展等に伴う**グローバル競争の激化**によって、社会課題や経済課題が複雑化し、**従来の仕組みでは解決が困難**に。

社会課題：カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、少子高齢化 等

経済課題：災害・パンデミック等によるサプライチェーン断絶、経済安全保障 等

海外のデジタル戦略

デジタル社会の実現に向け、グローバル競争は一層激化。
米国：メガプラットフォーマー（GAFAM）が**ツーサイドプラットフォームによるネットワーク効果**で市場を寡占。

欧州：官主導で、社会課題にフォーカスした全体最適なビッグピクチャー構想で、域内企業に有利な**データ主権によるアーキテクチャ**を設定し、メガプラットフォーマーに対抗。

目指すべき世界観

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合することで、**人間中心で社会的課題の解決と産業発展を同時に実現可能とする社会（Society5.0）**

参考 | グローバル競争激化の激動の時代：サプライチェーンの安定とデータによる規制

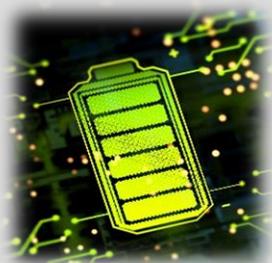
- 現代において、世界的にカーボンニュートラルの実現等の社会的要請やリスク管理が求められる。製品を海外で販売できない、調達できない、営業秘密情報を提出しないといけない、といった事態が、我が国の企業の経営上の課題に波及するおそれがある。
- このため、我が国としては、企業のデータ主権を守りながら、企業をまたぐデータの共有・活用により、経営上のリスクを回避すると同時に、目まぐるしく変わる社会や顧客のニーズの変化を捉えて迅速に対応できるようにアジリティの高い産業構造を実現することで、グローバル市場で日本の製品・サービスが広く浸透するような、企業の競争力強化につながる仕組みを構築する必要がある。

3つの危機

売れない

サプライチェーン全体でのGHG排出量を把握しなければ、海外で製品の販売ができない可能性。

事例：欧州電池規則により車載用蓄電池を域内で販売する際、製造からリサイクルまでライフサイクルのGHG排出量等の提出が必要。



買えない

有事の際に必要な部品を調達できずに製品の製造が難しくなる可能性。

事例：半導体不足により、2019年～2022年の自動車の生産台数が4年連続減少。工場の稼働停止や納期の長期化も発生。



覗かれる

海外の当局や認証機関、企業から、海外の規制を理由に営業秘密を含むデータの提供を求められる可能性。

事例：欧州電池規則ではサプライチェーン上の取引履歴や原材料の詳細の提出が求められる可能性がある。



参考 | Data Free Flow with Trust (DFFT)

- 2019年1月、ダボス会議において、データの利活用を通じてイノベーションを加速するためには、国境を越えたデータの自由な流通を確保することが重要であるとの考えから、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT)」を提唱。

ダボス会議 (2019年1月) 安倍総理演説 (抜粋)

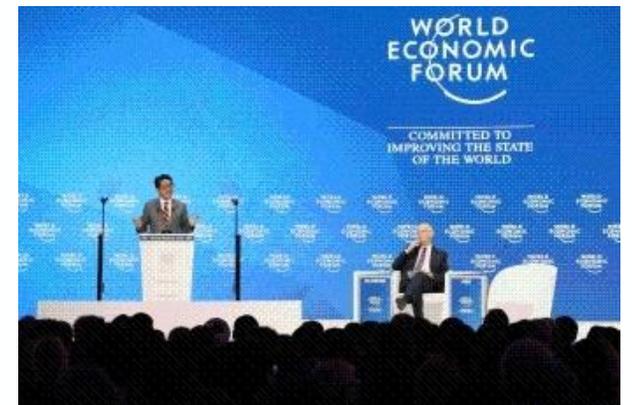
- 私は本年のG20サミットを、世界的なデータ・ガバナンスが始まった機会として、長く記憶される場といたしたいと思います。データ・ガバナンスに焦点を当てて議論するトラック、「大阪トラック」とでも名付けて、この話し合いを、WTOの屋根のもと始めようではありませんか。

(中略)

- 一方では、我々自身の個人的データですとか、知的財産を体現したり、国家安全保障上の機密を含んでいたりするデータですとかは、慎重な保護のもとに置かれるべきです。しかしその一方、医療や産業、交通やその他最も有益な、非個人的で匿名のデータは、自由に行き来させ、国境をまたげるように、繰り返しましょう、国境など意識しないように、させなくてはなりません。そこで、私たちが作り上げるべき体制は、DFFT (データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト) のためのものです。非個人的データについて言っているのは申し上げるまでもありません。

(中略)

- よく私たち、WTOの改革が必要だと言いますが、ともすると、いまだに農産品ですとか物品の世界で、つまり距離や国境が重要になる世界で、私たちは考えています。新たな現実とは、データが、ものみなすべてを動かして、私たちの新しい経済にとってDFFTが、つまりData Free Flow with Trustが最重要の課題となるような状態のことですが、そこには、私たちはまだ追いついていないわけです。



参考 | ウラノス・エコシステム - 企業、業界、国境を横断したデータ連携

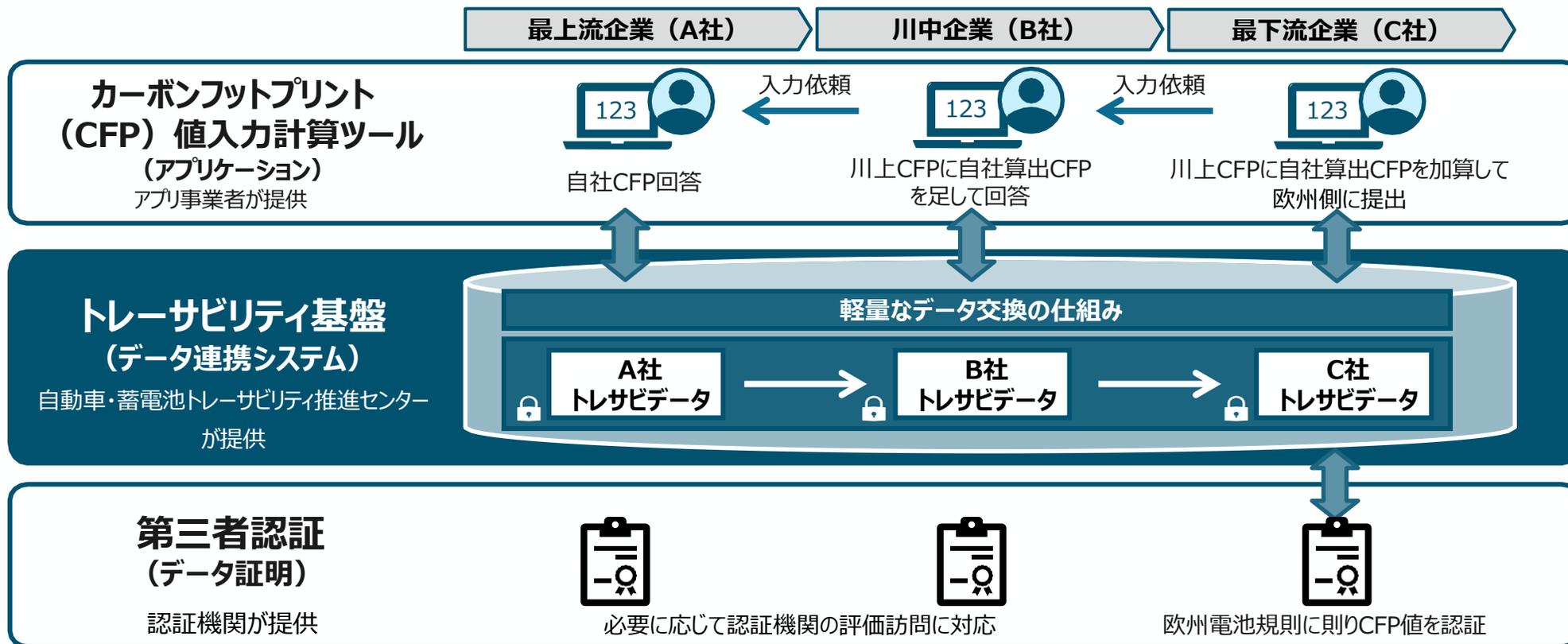
DFFTの実現に向け、複数のシステムを連携させ、企業・業界を横断したデータの利活用を促進することで、
データ・システム・ビジネス連携を具体的に推進し、官民協調で企業・産業競争力強化を目指す取組

※取組例：データ連携に必要となる仕様や標準等の策定、データ連携システムの開発、必要となる政策・制度の整備 等



参考 | 先行ユースケース：自動車・蓄電池業界横断のデータ連携

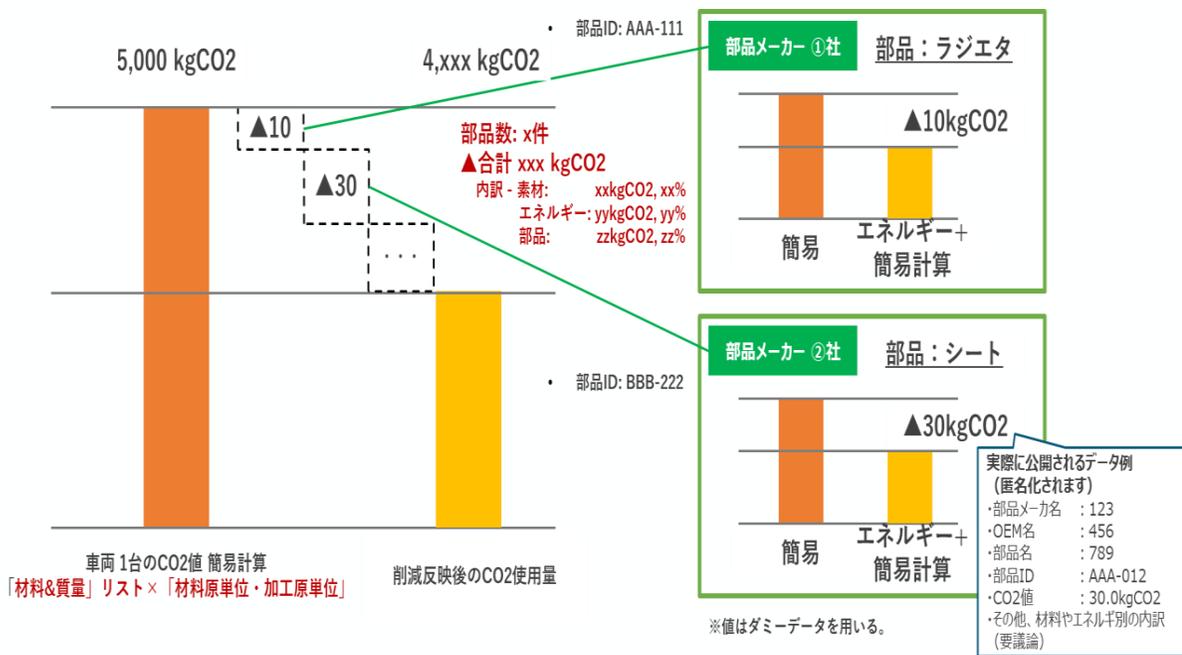
- 企業、業界、国境を横断したデータ連携、サービス連携、ビジネス連携を実現するためには、**運用及び管理を行う者が異なる複数の関連する情報処理システムの連携の仕組み（アーキテクチャ）**の検討と合意が必要。
- まずは蓄電池のカーボンフットプリント（CFP）データについて、各企業の営業秘密の保持やアクセス権限の確保を実現しながら、企業をまたいでサプライチェーン上のデータを共有・活用できるようにするためのデータ連携システムを構築。



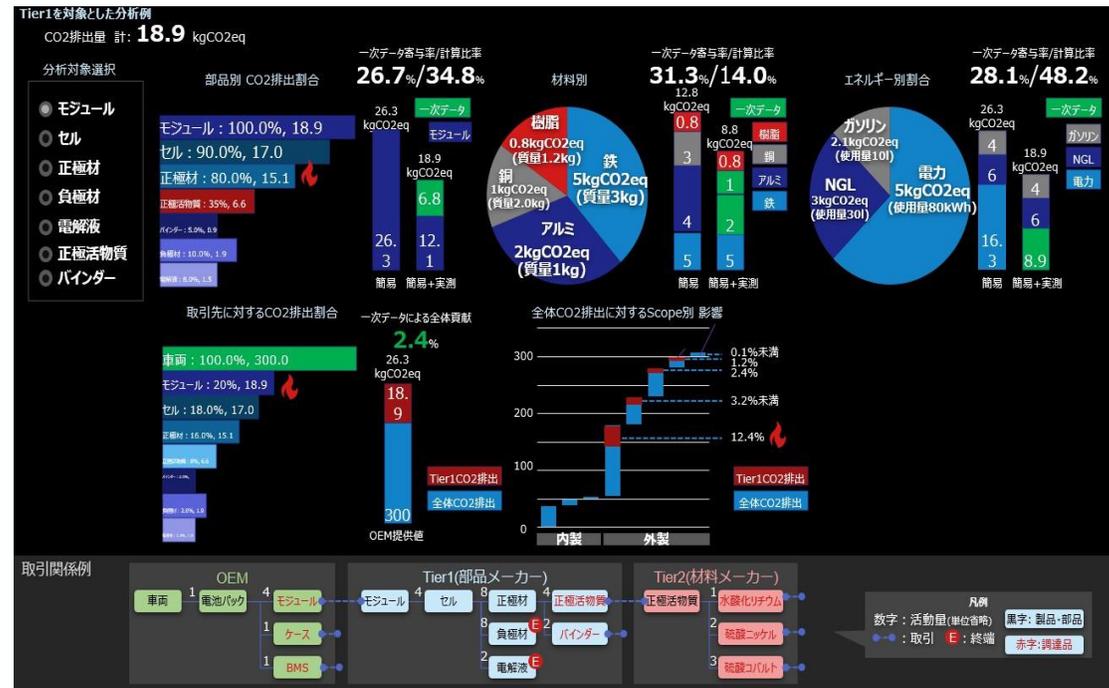
参考 | 車両1台ベースでのライフサイクル・アセスメント (LCA)

- 現在、原単位データ等により簡易的に算出した車両1台分のCO2排出量に対し、実際に車両に搭載される部品のCO2排出量を反映させることで、**車両ベースでのCO2排出量と削減効果の定量化を検討中。**

車両1台分のLCA算出方法

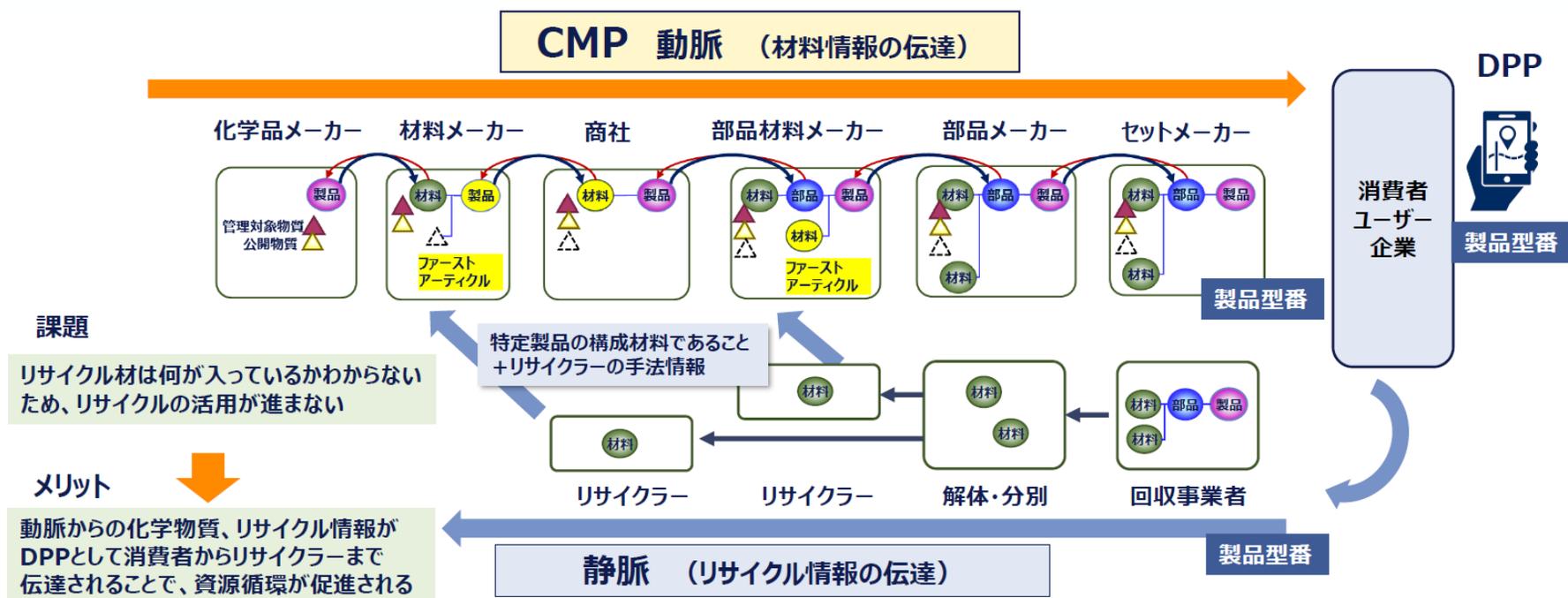


開発中のアプリケーション (イメージ)



参考 | 次世代製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム

- 世界各国においては、環境へのリスクを減らすために製品含有化学物質規制の導入、強化が進行。各企業は、化学物質を扱う場合、**含有有無の管理を行う必要があり、法規制が改正される度に情報のアップデートが必要。サプライチェーンを横断した取組等、現在のエクセル等による連携では限界があり、システムの導入が緊要。**
- CMP (Chemical and Circular Management Platform) による材料情報と化学物質情報伝達により製品DPP情報が伝達され、さらに静脈の情報伝達により材料メーカーにフィードバックされる。この情報があることで、バージン材でなく、リサイクル材を使うことが促進される。



参考 | デジタルライフライン全国総合整備計画の概要

- 人口減少が進むなかでもデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行き渡らせるため、約10年のデジタルライフライン全国総合整備計画を策定
- デジタル完結の原則に則り、官民で集中的に大規模な投資を行い、共通の仕様と規格に準拠したハード・ソフト・ルールのデジタルライフラインを整備することで、自動運転やAIのイノベーションを急ぎ社会実装し、人手不足などの社会課題を解決してデジタルとリアルが融合した地域生活圏※の形成に貢献する

デジタルによる社会課題解決・産業発展

アーリーハーベストプロジェクト

人手不足解消による生活必需サービスや機能の維持

2024年度からの実装に向けた支援策

人流クライシス

中山間地域では移動が困難に…

物流クライシス

ドライバー不足で配送が困難に…

災害激甚化

災害への対応に時間を要する…

ドローン航路
180km以上

【送電線】埼玉県秩父地域
【河川】静岡県浜松市(天竜川水系)

自動運転サービス支援道
100km以上

【高速道路】新東名高速道駿河湾沼津SA~浜松SA間
【一般道】茨城県日立市(大甕駅周辺)

インフラ管理のDX
200km²以上

埼玉県 さいたま市
東京都 八王子市

奥能登版デジタルライフライン

ドローン航路等の線を面に展開する際の結節点となるモビリティ・ハブの整備等

デジタルライフラインの整備

中長期的な社会実装計画

ハード・ソフト・ルールのインフラを整備

官民による社会実装に向けた約10カ年の計画を策定

ハード

- ✓ 通信インフラ
- ✓ 情報処理基盤等 (スマートたこ足)
- ✓ モビリティ・ハブ (ターミナル2.0、コミュニティセンター2.0) 等

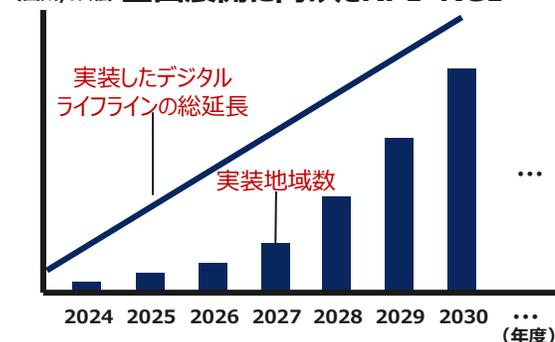
ソフト

- ✓ 3D地図
- ✓ データ連携システム (ウラノス・エコシステム等)
- ✓ 共通データモデル・識別子 (空間ID等)
- ✓ ソフトウェア開発キット 等

ルール

- ✓ 公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度
- ✓ データ連携システム利用のモデル規約
- ✓ アジャイルガバナンス (AI時代の事故責任論) 等

(箇所/距離) 全国展開に向けたKPI・KGI



先行地域 (線・面)

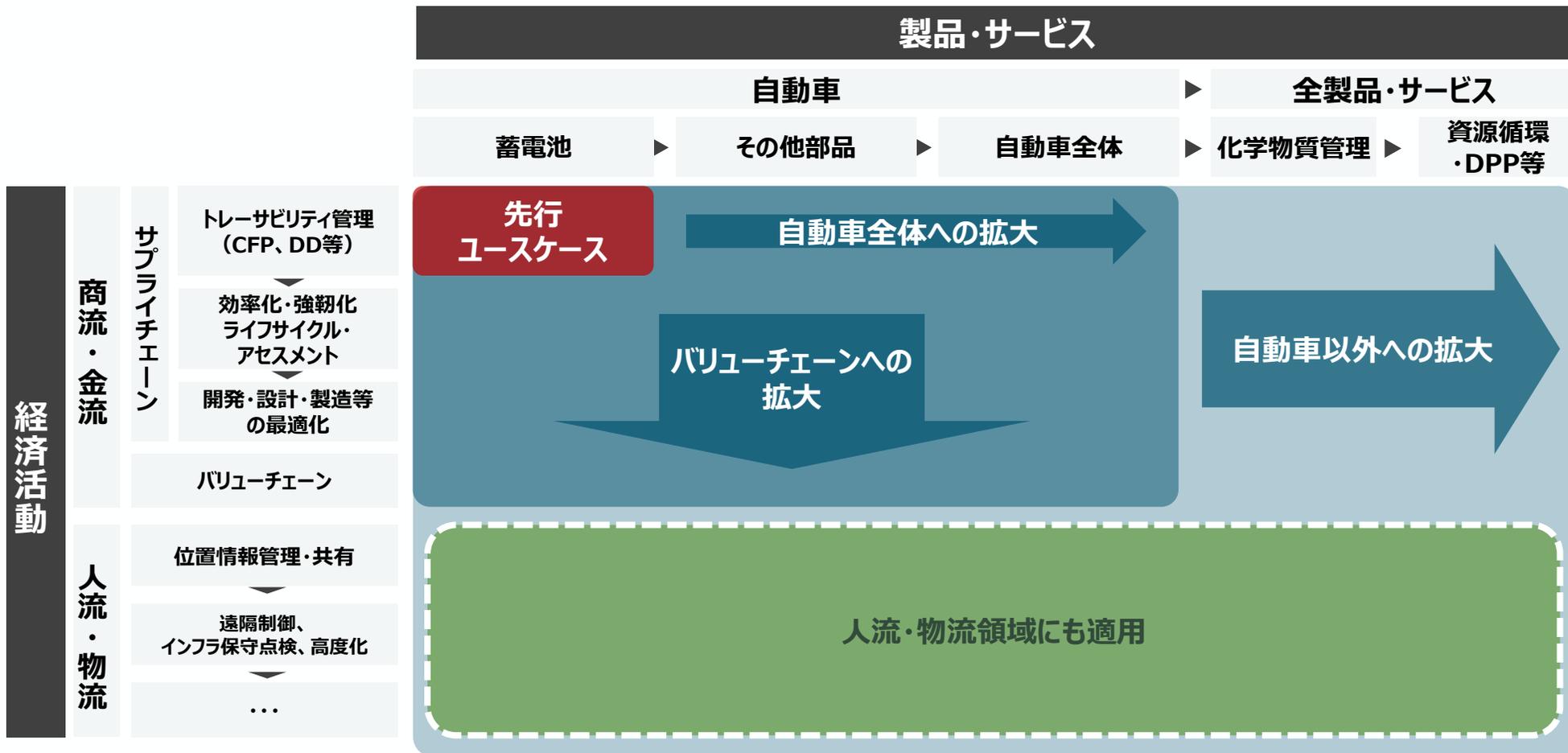
国の関連事業の

- 1 集中的な**優先採択**
- 2 長期の**継続支援**
- 3 共通の**仕様と規格**

※ 国土形成計画との緊密な連携を図る

参考 | 経済活動全体を支えるプラットフォーム事業者のインキュベーション

- ウラノス・エコシステムは、蓄電池トレーサビリティを先行ユースケースとしつつ、経済活動に必要なあらゆるデータ連携、サービス連携、ビジネス連携を可能とするための協調領域を担うプラットフォーム事業者のインキュベーションを目指す。



01. はじめに

02. 検討の範囲と位置付け

03. 越境データ管理の3つのステップ

04. 主要な関連法規制

05. 想定リスクと打ち手

実現したい価値（DFFTの具体化に必要な要素）

- 本マニュアルでは、DFFTの具体化に必要な要素である「自由な流通・利用促進」、「機密性・権利の保護」、「信頼性の担保」を実現したい価値とする



自由な流通・利用促進 (自由にアクセス・管理できる)

自社のデータや、事業の実施に必要なデータに、自由にいつでもアクセスし、活用や管理できる



機密性・権利の保護 (重要なデータを守れる)

他国のガバメントアクセスやサイバー攻撃・不正アクセス等からデータを守れる
万が一知的財産権等の権利が侵害された場合は、適切な救済措置がある



信頼性の担保 (データを信頼性高く活用できる)

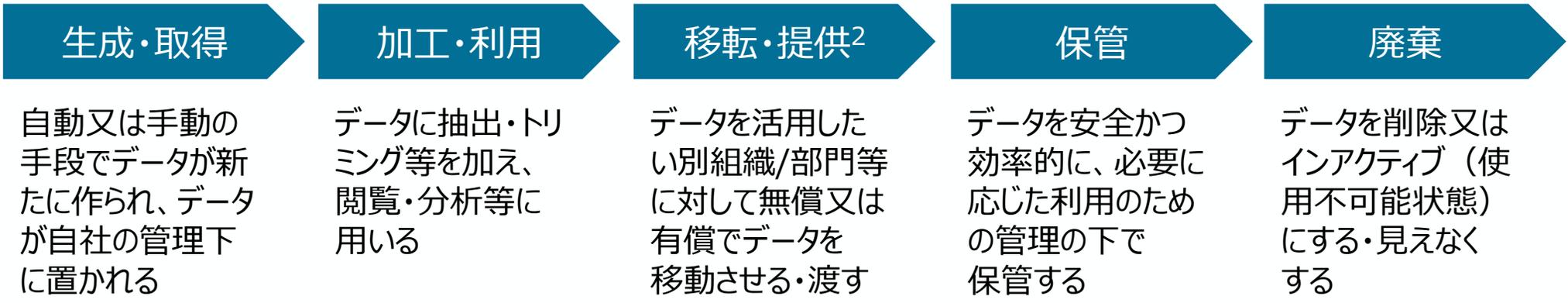
データが正確・完全な状態を維持していることが保証されている
(データの出所が正当かつデータが不正な改変をされていない)

本マニュアルの検討範囲：対象プロセス

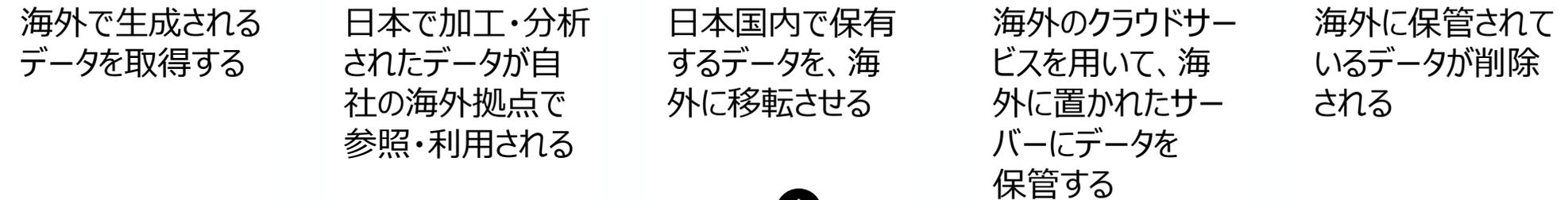
- データライフサイクルにおける各過程で、データが国際的に共有・利活用される場面を対象とする

データライフサイクル¹

各過程の説明



各過程の越境データ管理場面（例）



国外で各過程が発生・実施される場面全般

1. データライフサイクルとは、データが生成されてから廃棄されるまでの一連の過程を指す

2. データライフサイクルの各過程でデータの越境移転が生じ得るため、「移転・提供」におけるデータの移転には、「生成・取得」、「加工・利用」、「保管」、「廃棄」で発生するデータの越境移転は含まないものとする

本マニュアルの検討範囲：対象となるデータ

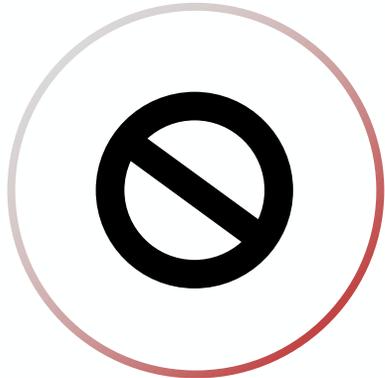
- 国際的にデータが共有・利活用される場面で取り扱われ得る産業データ全般を対象とする

データカテゴリ	データカテゴリの概要	データ例	
非 パ ー ソ ナ ル デ ー タ 1	安全保障 関連データ	軍事、重要インフラ、特定重要物資等の国家・産業の安全保障・維持の観点で重要性が高い情報	<ul style="list-style-type: none"> 安全保障貿易管理の対象となるデータ 社会基盤を支える重要なインフラに関する技術情報や運用データ 特定重要物資に関するサプライチェーン等のデータ
	営業データ	営業活動を通じて収集・蓄積する情報	<ul style="list-style-type: none"> 取引先に関するデータ（取引価格、取引先情報等） 取引先との契約に関するデータ（ライセンス契約・NDA等に基づき入手したデータ等） 取引先から入手した限定提供データ
	技術データ	技術的な知識やデータ、ノウハウ等で、技術的活動全般に関連する情報	<ul style="list-style-type: none"> 技術データ、ノウハウ（部品の組合せ、新規素材の成分、製造ノウハウ） 知的財産権で保護されるデータ：創作性が認められるデータ（例：ソースコードやアルゴリズム等の著作物、写真、音楽などのコンテンツ） 自社保管の他社データ（他社との間で限定共有されているデータ）
	その他・ 事業データ	企業が生成・保管する、安全保障・営業・技術データ以外の事業活動に伴う情報	<ul style="list-style-type: none"> 経営戦略に関わるデータ（事業計画、投資計画に関するデータ等） 企業のセキュリティに関するデータ（インフラ、BCPに関するデータ等）
パーソナルデータ	個人情報、仮名・匿名加工情報、個人関連情報を含む情報	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報（単独または複数で個人の識別が可能な記述・識別記号） 仮名加工情報（他の情報と照合しないと特定の個人を識別できない情報） 匿名加工情報（個人情報を加工し、特定の個人が識別できない情報） 個人関連情報（生存する個人に関する情報であって、個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報のいずれにも該当しないもの） 	

1. 非パーソナルデータは、データ全般のうち「パーソナルデータ」に該当しないものを指す

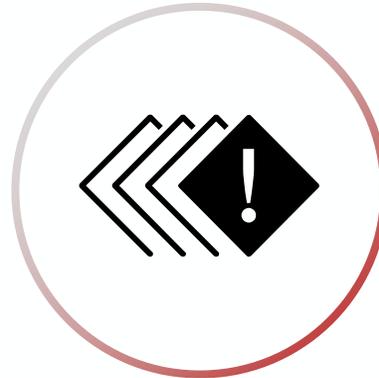
本マニュアルの検討範囲：対象となるリスク

- 実現したい価値の裏返しとして、「データに自由にアクセス・管理できない」、「重要なデータが守れない」、「データが信頼できない」ことを対象となるリスクとする



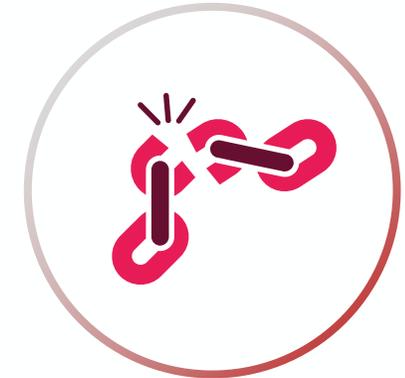
他国・地域に保管しているデータに自由にアクセス・管理できない

自社のデータや、事業の実施に必要なデータに対して、自由にアクセスできない、活用や管理が行えない



重要なデータ（機密性・権利）が守れない

他国のガバメントアクセスやサイバー攻撃・不正アクセス等によってデータに強制的にアクセスされ、自社の重要なデータの機密性や権利が守れない



データが信頼できない

データが正確・完全な状態を維持していることが保証されていない
(データの出所、データが不正な改変がされていないことが担保されていない)

関連ガイドラインの概要

	目的	想定される対象読者	本マニュアルと関連する内容	発行年
1 協動的なデータ利活用に向けたデータマネジメント・フレームワーク (経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課)	サイバー・フィジカル空間の融合が進む中、適切なセキュリティ・データの信頼性確保 <ul style="list-style-type: none"> データライフサイクル全体で適切な管理を実施するためのフレームワーク提供 	データを管理・利用する企業や団体の担当者 システム設計・運用に関わるエンジニア ガイドラインやルールの策定者	データマネジメントのモデル化 <ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルを通じたデータ状態・リスクの可視化、セキュリティ確保 セキュリティ対策に関する外部規格・ガイドライン照会	2022年 <ul style="list-style-type: none"> 最終改訂 2024年
2 秘密情報の保護 ハンドブック (経済産業省 知的財産政策室)	企業における秘密情報漏えい防止のための保護力の強化、法的リスク低減	企業の経営者 企業の情報管理責任者・法務部門・コンプライアンス部門	企業が保有する情報の評価 <ul style="list-style-type: none"> 情報の評価、秘密情報の決定 情報漏えい対策の選択及びそのルール化 秘密情報の管理にかかる社内体制の在り方	2016年 <ul style="list-style-type: none"> 最終改訂 2024年
3 AI・データの利用に関する契約ガイドライン -データ編- (経済産業省 商務情報政策局 情報経済課)	事業者がデータに関する契約を適切に締結するための一般的な契約事項、考慮要素の整理	企業の業務推進者・担当者 企業の契約担当者や法務担当者	データ提供型契約における法的な論点 <ul style="list-style-type: none"> クロス・ボーダー取引における留意点 主な契約条項例	2018年 <ul style="list-style-type: none"> 最終改訂 2019年
4 限定提供データに関する指針 (参考) (経済産業省 知的財産政策室)	不正競争防止法における「限定提供データ」として法的保護を受けるための要件・その考え方の整理	企業の業務推進者・担当者 企業の契約担当者や法務担当者 企業の情報管理責任者	不正競争の対象となる行為と対応策の紹介	2019年 <ul style="list-style-type: none"> 最終改訂 2024年

本マニュアルに対する関連ガイドラインの主要参照先

本マニュアル(章)	関連ガイドライン	主要参照先	概要
3 越境データ 管理の3つの ステップ	3.2 第1の ステップ (リスクの 可視化)	1 協調的なデータ利活用に向けたデータマネジメント・フレームワーク 4 限定提供データに関する指針	データライフサイクルの定義及び代表的なリスクの記載 データライフサイクルの過程における不正競争の対象となる行為の定義
	3.3 第2の ステップ (リスクの評価)	2 秘密情報の保護ハンドブック	企業が保有する秘密情報（営業秘密、個人情報、機微技術情報等）の重要性評価、秘密情報決定にあたって考慮すべき観点の例示
	4 主要な関連法規制 (EU・中国・米国)	1 協調的なデータ利活用に向けたデータマネジメント・フレームワーク 3 AI・データの利用に関する契約ガイドライン- データ編 -	2. 本フレームワークにおけるデータマネジメントのモデル ・ 2-2-1 モデル化（「場」） 第4「データ提供型」契約（一方当事者から他方当事者へのデータの提供） ・ (5)クロス・ボーダー取引における留意点
5 想定リスクと打ち手	2 秘密情報の保護ハンドブック	3章 秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択及びそのルール化 ・ 3-2 分類に応じた情報漏えい対策の選択 ・ 3-3 秘密情報の取扱方法等に関するルール化 ・ 3-4 具体的な漏えい対策例	秘密情報を保有する者の意図しない情報漏えいに対する保護の方法、対策の例示
	3 AI・データの利用に関する契約ガイドライン- データ編 -	第7 主な契約条項例	モデル契約書案の記載（データ提供型契約/ データ創出型契約）

01. はじめに

02. 検討の範囲と位置付け

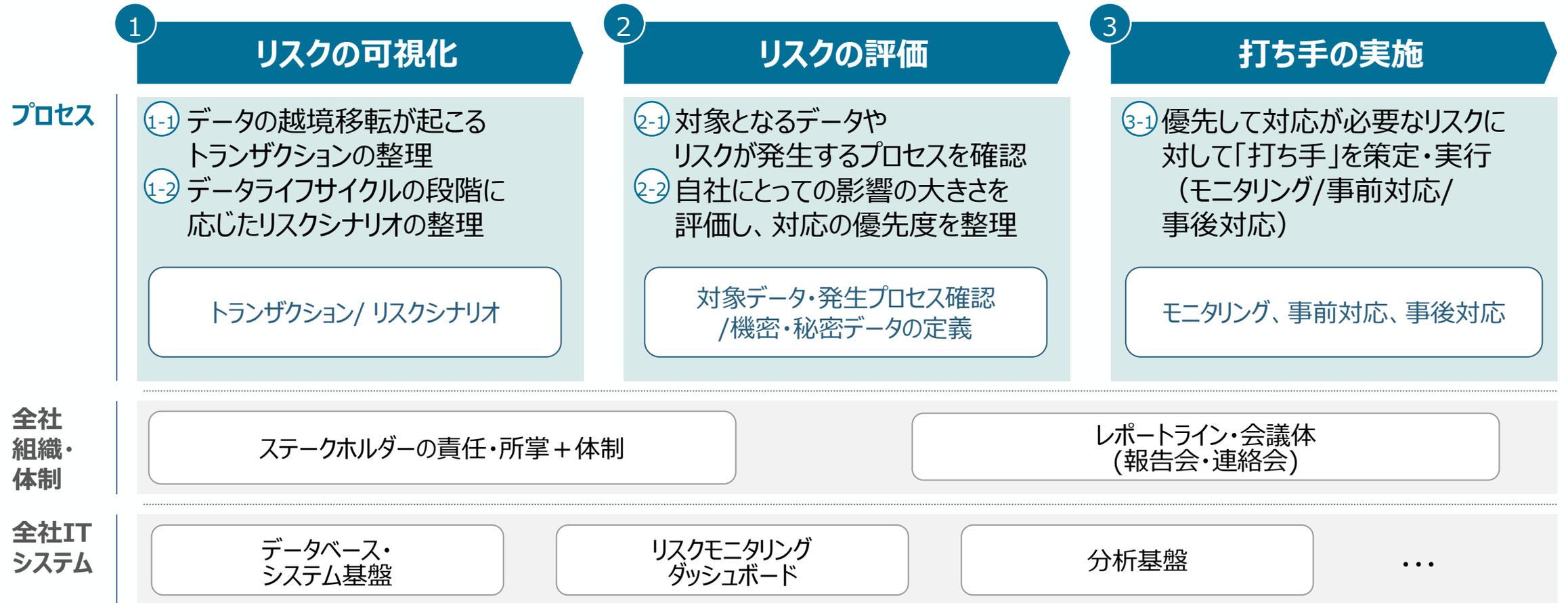
03. 越境データ管理の3つのステップ

04. 主要な関連法規制

05. 想定リスクと打ち手

越境データ管理の3つのステップ

- 越境データ管理について、全体像と検討すべき項目を示すフレームワーク（3つのステップとその中に含まれるプロセス）を定める



第1のステップ^o（リスクの可視化：①トランザクションの整理）

～データの越境移転が起こるトランザクション～

- 想定するデータの共有・利活用において、関連するステークホルダー及びデータとその所在を整理し、どこで国際的な共有・利活用が行われ、越境移転が起こるか把握する

パターン

i 利用者が海外にいる

ii 海外の第三者サービス（保管サービス）を利用している

iii データ生成者が海外にいる

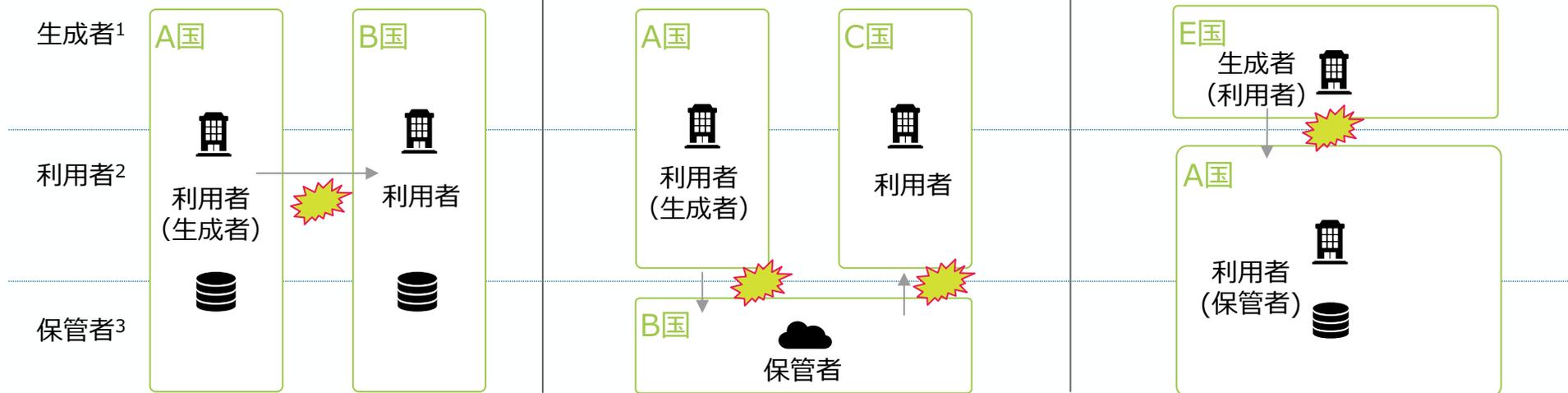
越境移転が
起こるポイント

海外の取引先や関係会社・子会社等にデータを送付

クラウドサービスを介して取引先にデータを送付

データを海外の取引先から取得

トランザクション
のイメージ



1.「生成者」は、手動のデータ入力や機器・システムからの自動生成等を通じてデータを生成する者
3.「保管者」は、データの保管場所や保管サービスを管理・運営する者

2.「利用者」は、データ共有・加工等を通じてデータを実際に利用する者

第1のステップ^o（リスクの可視化：②リスクシナリオの整理）

～想定される代表的なリスクのカテゴリー～

- データのロケーション、データの内容、データライフサイクルを踏まえ、想定されるリスクシナリオを整理する



政府の行為によるリスク

該当国の国内法令・規制等に基づいた措置・行為



民間企業の行為によるリスク

取引先・サービス提供者の不注意・故意による行為

自由にアクセス・
管理できない

- a データ移転・事業活動の制限
 - データローカライゼーション（越境移転規制を含む）

重要なデータ
(機密・権利)
が守れない

- b データの強制的なアクセス
 - ガバメントアクセスによる強制的な情報取得

- c データの共有・開示の義務化
 - 規制・認証による第三者への自社データの開示

データが
信頼できない

- d データ移転・事業活動の制限
 - コンプライアンスポリシー等による移転制限

- e データ流出・漏えい、共有範囲拡大
 - サイバー攻撃・不正アクセス/従業員持ち出し/誤送付/機密データ漏えい/廃棄に伴う漏えい等

- f データが無断・目的外利用される
 - 社内での無断・目的外利用/移転先での契約・目的外利用/知的財産権の侵害等

- g データの真正性が損なわれる
 - データソースの改ざん
 - データの改ざん

第2のステップ (リスクの評価)

～リスクの評価の流れと秘密情報の決定に当たって考慮すべき観点～

- トランザクションとリスクシナリオを踏まえ、自社への影響の大きさを評価し対応優先度を判断する

リスクの評価の流れ

リスクの対象となるデータ・発生プロセスの確認

- 想定されるリスクに関して、対象となるデータ（トランザクションの中で、何のデータが対象となるか）やリスクの発生プロセス（リスクを生じさせる行為の発生プロセスや条件、関連する保護措置の有無等）を確認する

自社における影響の評価・対応優先度の整理

- 自社として保護すべき機密・秘密データを定義し、対象となるデータにおいて、機密・秘密データに該当するものが含まれていないか確認する
- リスクの発生プロセスを踏まえ、リスクの予見可能性や、発生時の保護措置の有無と適用可能性について、確認・評価を行う
- 自社のリソースを踏まえ、対応の優先度を決定する

機密・秘密データの決定に当たって考慮すべき観点の例

営業データ

- ❑ 自社独自のデータであり、それが漏えいした場合、自社の競争力が低下するものか否か（取引価格や取引先に関するデータ、接客マニュアル、公表前のデザイン等）
- ❑ その漏えいにより、法令違反や他社との契約違反等となり、自社の社会的信用の低下を招いたり、他社との信頼関係を毀損させるものか否か（顧客の個人情報、受託契約・ライセンス契約・M & A交渉におけるNDA等の他社との契約等により限定的に開示された営業データ・限定提供データ等）

技術データ

- ❑ 市場に流通する自社の製品等を分析することによって容易にその製品に用いられている技術が判明してしまい、他社がすぐに追いつくことができる技術に関するものか否か
- ❑ 権利化した場合であっても、権利侵害の探知や立証が難しいものか否か
- ❑ その漏えいにより、法令違反や他社との契約違反等となり、当該他社との信頼関係を毀損させるものか否か
- ❑ 通信技術や試験方法等の社会基盤や技術標準となる技術データであり、自社利益の最大化のためには当該技術の市場の拡大が求められるものか否か

第3のステップ°（打ち手の実施）

～主要な打ち手のカテゴリー～

凡例：  組織的措置
 法的措置
 技術的措置

- 対応が必要と判断したリスクに対して、適切な打ち手を策定し、実行する



モニタリング

リスク発生の疑い・
予兆を把握

-  法規制を起因とした予兆の把握（政策の検討情報等）
-  企業を起因とした予兆の把握（不振な挙動等）

リスク発生の有無を把握

-  リスク発生件数・実績の把握（法の執行件数、企業内発生件数等）



事前対応

リスク発生確率を
下げる・予防

-  ガイドライン策定、保管場所・サービス選定、代替データ・業務等
-  データ取扱いに関する契約の締結
-  アクセス制限や持ち出しの制御、不正アクセスの防止

発生時の
インパクトを低減

-  ガイドライン策定、説明責任・透明性の確保
-  データ取扱いに関する契約の締結
-  データの保護・暗号化



事後対応

保護措置、
責任追及

-  リスク発生のインパクト把握、初動対応
-  契約・法令に基づく保護措置・責任追及

再発の防止

-  社内業務、取引先、利用サービスの見直し
-  契約の見直し
-  技術的措置における課題の把握、対応の見直し

リスクと打ち手

～概要～

- 有効と考えられる打ち手の方向性は、行為の主体（政府又は民間）によって異なる

	リスクの概要・特徴	有効と考えられる打ち手の方向性
政府 の行為 による リスク	直接的 ① データ移転・事業活動の制限 (データローカライゼーション) ¹ ② データの強制的なアクセス (ガバメントアクセス)	● モニタリング ● 事前対応 ● 事後対応 ● 関連する法規制の内容とその影響を正しく把握する ● リスク自体の回避又は低減する事前対応（データの分散化や保管場所の精査・選定等）を検討する ● リスクが発生してしまった場合に、早期の事後対応（発生事項や日時を早期にステークホルダーに通知・公表等）を行う
	間接的 ③ データの共有・開示の義務化	● モニタリング ● 事前対応 ● 事後対応 ● 関連する法規制の内容とその影響を正しく把握する ● 発生時に備えて、取引先と適切な契約・取決め（リスク発生時の報告義務や過失があった場合の免責事項等）を行う
民間企業 の行為による リスク	④～⑥ データ移転・事業活動の制限 データ流出・漏えい 無断・目的外利用 真正性・公平性	● モニタリング ● 事前対応 ● 事後対応 ● 技術的な対応・セキュリティ対策等によって、発生自体を防ぐ ● 発生時に備えて、取引先と適切な契約・取決めを行う ● リスクが発生してしまった場合に、早期の事後対応（発生事項や日時を早期にステークホルダーに通知・公表等）を行う

1. 条件付きで越境移転を認める規制も含まれ得るが、当該措置は政府が企業に対して何かしらの行為を命じる間接的な規制であるため、「政府の行為によるリスク（間接的）」に対する打ち手（企業間の契約で越境移転の条件に対応する旨の取り決めを行うなど）が有効となる

リスクと打ち手

～政府の行為によるリスクと具体的な打ち手の例～

- 越境移転の観点から、特に「政府の行為によるリスク」に焦点を当て、打ち手を深掘りする

凡例 具体的な打ち手の例

	組織的 発生確率を下げる・予防	法的 インパクトを低減する	技術的	
直接的	<p>a</p> <p>データ移転・事業活動の制限 (データローカライゼーション)¹</p>	<p>重要データの分散化・複製</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管先・利用サービス確認 重要データの分散化 <p>代替データ選定・業務見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替業務・データによって影響を抑える 	<p>取引先との契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> 移転・保管に関する許可取得義務 過失があった際の免責事項や賠償内容 	<p>暗号鍵の保管</p> <ul style="list-style-type: none"> 暗号鍵の保管によって要望対応できるケースの場合
	<p>b</p> <p>データの強制的なアクセス (ガバメントアクセス)</p>	<p>—</p>	<p>データの暗号化</p> <ul style="list-style-type: none"> 強制アクセスされた際に内容が分からないよう暗号化 	
間接的	<p>c</p> <p>データの共有・開示の義務化</p>	<p>データ開示を前提とした戦略・業務の見直し</p>	<p>取引先とのデータ連携・活用の契約、ガイドライン策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象データ、公開範囲や利用規約等を規定 法的要望の折り込み 	<p>電子すかし・ブロックチェーン</p> <ul style="list-style-type: none"> データの不正コピーや改善の防止

1. 条件付きで越境移転を認める規制も含まれ得るが、当該措置は政府が企業に対して何かしらの行為を命じる間接的な規制であるため、「政府の行為によるリスク（間接的）」に対する打ち手（企業間の契約で越境移転の条件に対応する旨の取り決めを行うなど）が有効となる

01. はじめに
02. 検討の範囲と位置付け
03. 越境データ管理の3つのステップ
- 04. 主要な関連法規制**
05. 想定リスクと打ち手

主要な関連法規制 (EU)

	目的等	データに関する主要な要求	想定されるリスク	施行状況
データガバナンス法 (EU)	<ul style="list-style-type: none"> EU経済領域のデータの流通の促進及び信頼性を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> 域内におけるデータ流通の促進及び信頼性の確保のための法的枠組みが規定、提示されている 	—	<ul style="list-style-type: none"> 2022年6月発効 2023年9月施行
データ法 (EU)	<ul style="list-style-type: none"> 特に産業データについて、データの利活用・公平性を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> EU域内のコネクテッド製品又は関連サービスの使用によって生じるデータやサービスデータが、利用者にアクセスできる形でなくてはならない 公的緊急事態に対応する必要がある場合に、公的部門機関等に対してデータを提供しなければならない 	<p>データ共有・開示義務</p> <ul style="list-style-type: none"> データの開示義務に対応するため、追加的な工数が発生したり、機密データを公開しなければならない可能性がある <p>ガバメントアクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時においてはガバメントアクセスの可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 2024年1月発効 2025年9月以降、段階的に施行
電池規則 (EU)	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池（バッテリー）の全ライフサイクルにわたる持続可能性、リサイクル、安全性を強化する 	<ul style="list-style-type: none"> バッテリーの透明性と持続可能性を担保するためのデータについて公開が義務付けられている <ul style="list-style-type: none"> ライフサイクル全体のカーボンフットプリント・リサイクル材料の割合 バッテリーパスポート（モデル情報、性能、化学成分、寿命等を含む）等 	<p>データ共有・開示義務</p> <ul style="list-style-type: none"> バッテリーに関するデータを公開するため、追加的な工数が発生したり、機密情報や、競争優位性に直結する情報を公開しなければならない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 2023年8月発効 2024年2月以降、段階的に施行

主要な関連法規制（中国・米国）

	目的等	データに関する主要な要求	想定されるリスク	施行状況
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 国家安全法 (中国) </div>	<ul style="list-style-type: none"> 国家の安全（経済社会の発展を含む）を維持する 	<ul style="list-style-type: none"> 主に国防に関する原則事項を具体化し基本原則を定めている データに関する具体的な要求は、データ3法（サイバーセキュリティ法・データセキュリティ法・個人情報保護法）に支えられる 	-	<ul style="list-style-type: none"> 2015年施行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> サイバーセキュリティ法 (中国) </div>	<ul style="list-style-type: none"> サイバー空間における全体的なセキュリティ管理（ネットワークインフラ保護を主眼）する 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報、重要データを中国国内で保存することが求められる 公安機関又は国家安全機関が行う犯罪捜査に対し、必要に応じた技術協力及び政府へのデータ提供義務が課せられる 	<ul style="list-style-type: none"> ローカライゼーション データが国家の安全に関わる場合は国外移転が禁止される ガバメントアクセス 犯罪捜査で様々なデータの提供を求められる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 2017年施行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> データセキュリティ法 (中国) </div>	<ul style="list-style-type: none"> データ保護を重視し、重要データを定義・保護する 	<ul style="list-style-type: none"> 「重要データ」を中国から越境移転する場合、同法の規定に従うことが求められる データ処理者はセキュリティリスクに対処するため安全管理を実施しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ローカライゼーション 中国にとって重要と位置付けられたデータは国外への越境移転が困難となる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年施行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 個人情報保護法 (中国) </div>	<ul style="list-style-type: none"> データセキュリティ法のうち、個人データの規制を補完する 	<ul style="list-style-type: none"> 企業や組織が中国国内から個人情報を越境移転する場合、個別の同意の取得・セキュリティ要件の担保が求められる 	<ul style="list-style-type: none"> ローカライゼーション 要件を満たせない場合、該当データの移転が行えない 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年施行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> CLOUD法 (米国) </div>	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な捜査協力を強化し、国家安全保障を高める 	<ul style="list-style-type: none"> 米国に拠点を持つクラウドサービスプロバイダーは、米国国外に保存されたデータでも、米国政府の要請に応じてそのデータにアクセス・提供する義務を負う可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ガバメントアクセス 米国拠点のクラウドサービスプロバイダー経由で、日本企業の情報がガバメントアクセスの対象となる可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年施行

01. はじめに
02. 検討の範囲と位置付け
03. 越境データ管理の3つのステップ
04. 主要な関連法規制
- 05. 想定リスクと打ち手**

想定リスクとリスクの評価

～関連法規制とリスクを捉える観点～

- 関連法規制における「対象となるデータ」と「適用プロセス」を踏まえ、影響の大きさを判断する

	関連法規制 (例)	リスクを捉える観点 法規制の対象となるデータ	法規制の適用プロセス
a データ移転・ 事業活動の制限 (データローカライゼーション)	サイバーセキュリティ法 (中国) データセキュリティ法 (中国)	<input type="checkbox"/> 自社の損失につながるデータ（機密・秘密データなど）が対象となっているか？ - 公開されていない独自データ - 第三者が悪用し得る - 漏えいが契約違反につながる 等 <input type="checkbox"/> 対象となるデータが明示されておらず、様々なデータが対象となり得るか？	<input type="checkbox"/> どこまでの制限事項がかかるか？ - 国内保存要求 - 国内処理要求 - 越境移転禁止 等 <input type="checkbox"/> 例外措置の規定はあるか？
b データの強制的な アクセス (ガバメントアクセス)	データ法 (EU) サイバーセキュリティ法 (中国) CLOUD法 (米国)	<input type="checkbox"/> 対象となるデータが明示されておらず、様々なデータが対象となり得るか？	<input type="checkbox"/> データ取得の根拠・手続は明確か？ <input type="checkbox"/> 異議申立てや協議等の保護措置の規定があるか？
c データの共有・ 開示の義務化	データ法 (EU) 電池規則 (EU) 企業持続可能性データ レジエンス指令案 (EU)	<input type="checkbox"/> 対象となるデータが明示されておらず、様々なデータが対象となり得るか？	<input type="checkbox"/> どこまでの公開・共有範囲となっているか？ <input type="checkbox"/> 共有後、データはどのように利用されるか？

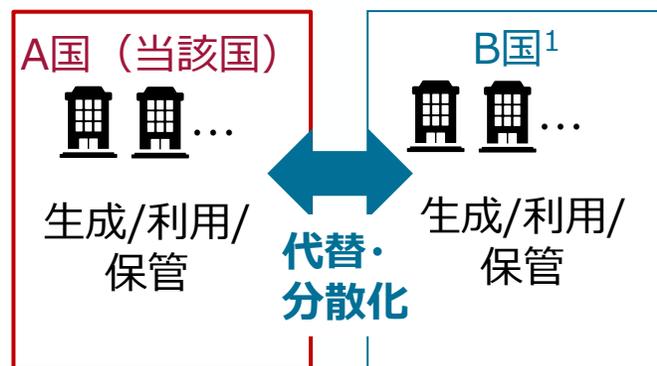
想定リスクに対する打ち手

～データ移転・事業活動の制限(データローカライゼーション)～

- 移転制限が起こっても事業に影響が及ばない・及びづらくする、データ越境を伴わない事業スキームを構築するといった対応の方向性が考えられる

移転制限が起こっても事業に影響が及ばない・及びづらくする

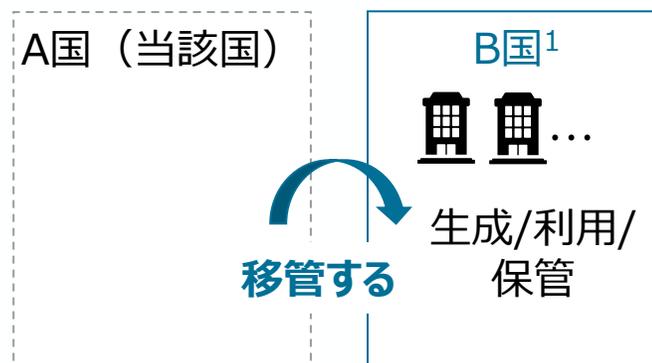
- データ移転制限の対象になったとしても、事業が継続できるように対策を講じる
 - データの分散化
 - データ・業務の代替
 - (条件付き国外移転が認められる場合における) 条件への準拠



データ越境を伴わない事業スキームを構築する

関連するデータ共有・利活用を当該国で行わない

- 国内保存要求・国内処理要求に当たるデータの生成・利用・保管を別の国に移管する
- 大きなビジネス体制・運営の変更となり、実現における制約・実現可能性について、検討を行うことが求められる



関連するデータ共有・利活用を当該国に閉じた形で行う

- 生成・利用・保管を当該国内で完結する
 - 当該国内でデータセンターを構築し、運営部隊を設置
 - ローカルのサービスを利用 等
- 事業上のメリットに対するコスト・人材面での実現性の検討が推奨される



1. B国は、A国(当該国)以外の国を指し、事業者の自国だけでなくデータ移転が起こり得るその他国全般を含む

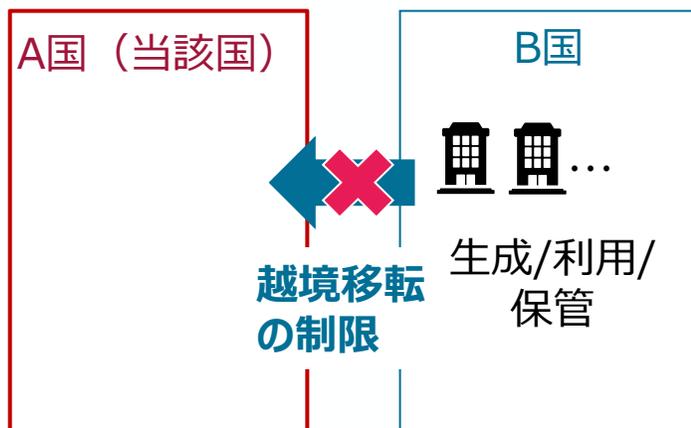
想定リスクに対する打ち手

～データの強制的なアクセス(ガバメントアクセス)～

- 当該国内でのガバメントアクセスの対象とならないように当該国へのデータ移転を制限する、他国からの越境的なガバメントアクセスに備えるなどの対応の方向性が考えられる

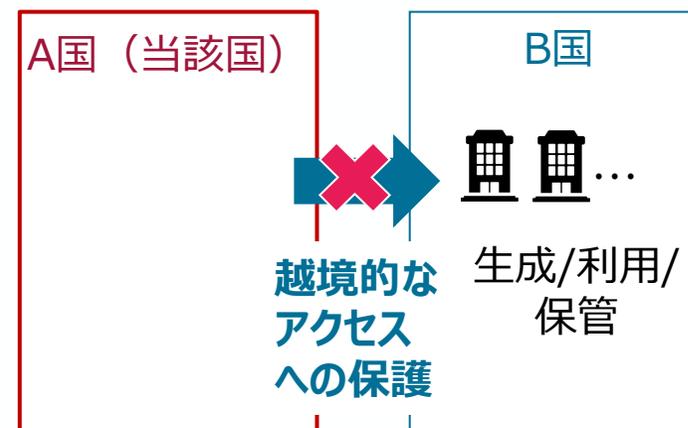
当該国内でのガバメントアクセスの対象とならないように当該国へのデータ移転を制限する

- 当該国内でガバメントアクセスの対象となるデータについて、データ移転・保管を管理・制限する
 - リスクが低いと想定される保管場所・利用サービスの選定
 - 当該国への移転の制限、当該国企業との取引制限
- 保有するデータの中で、自社にとって有益かつリスクにさらされているデータを適切に把握し、打ち手を講じる



他国からの越境的なガバメントアクセスに備える

- 他国から越境的なガバメントアクセスをされる可能性のあるデータに対して、打ち手を講じる
 - 自国内における他国政府へのデータ提出制限の確認、適用 (国際通商協定、国内法など)
 - 技術的な保護措置の導入



想定リスクに対する打ち手 ～データの共有・開示の義務化¹～

- 事前取引先と適切な契約・取決めを行うことが有効であると考えられる

データ共有・利活用の契約項目例

提供データとその利用に関する規定

目的・定義

- 契約の目的
- データの内容

データの提供

- データの提供方法（形式・手段・頻度）
- 提供データの保証・非保障

データの利用・保管

- データの利用許諾・権限
 - 派生データの権限
 - 権限配分
- 対価・支払条件
- 利用状況、その監査
- データの管理方法

有効範囲・期間及び不履行・紛争時の対応

有効範囲・期間

- 有効期間
- 不可抗力免責
- 解除
- 契約終了後の措置
- 残存条項

不履行・紛争時の対応

- 責任の制限・範囲
- 損害軽減義務

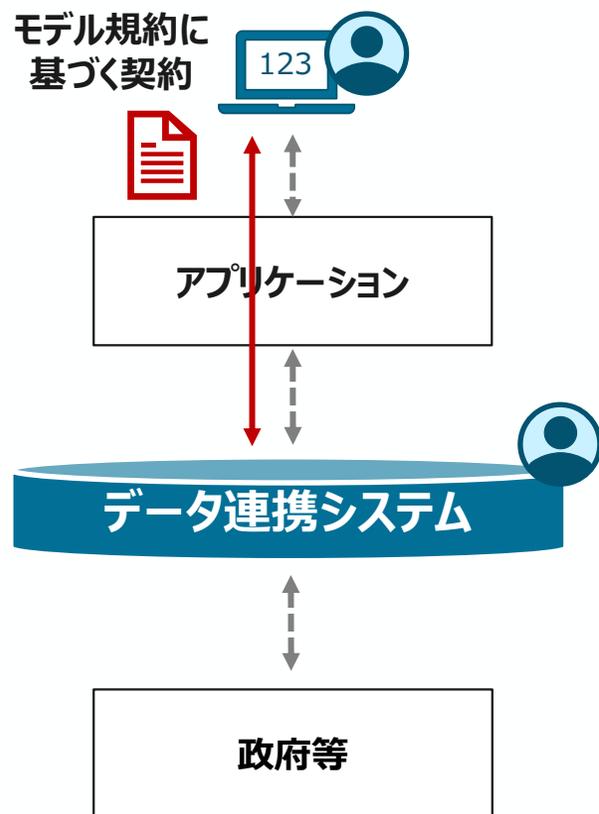
その他・一般的事項

- 秘密保持
- 権利義務の譲渡禁止
- 反社会勢力の排除
- 完全合意
- 準拠法、裁判地・仲裁地

1. 政府の行為によるリスクにおける「データの共有・開示の義務化」のみならず、民間の行為によるリスクを含む全般に有効な打ち手となり得る

参考 | データ連携のためのモデル規約

- 公益デジタルプラットフォーム運営事業者と、当該データ連携システムを利用する各社との間において、提供・参照データに関する適切な権利・契約を整備することで、安全で信頼できる形のデータ連携を実現する。
- そのため、まずは蓄電池トレーサビリティ基盤を想定しつつ、IPAを中心に、汎用性あるモデル規約を策定。今後更なる論点の検討と対象事業の拡大を進める予定。



モデル規約の基本的情報

基本事項	契約期間 秘密保持義務 等
データ提供 関連条項	データ提供者によるデータの提供 基盤契約終了後の措置 等
データ利用 関連条項	データ利用者による利用条件 データ利用者によるデータの第三者提供 等
責任範囲	第三者との紛争 損賠賠償 免責 等

参考 | 国際データガバナンス関連の委員会・検討会・サブワーキンググループについて

